

# 天草市地域おこし協力隊員募集要項

**ミッション** 天草・五和の“奇跡の海”を未来へ繋ぐ、野生イルカと人の共生を守り続ける取り組み

【現状・目指す姿】

本市では、「イルカと共存できる環境づくり」の実現を目指し、ミナミハンドウイルカの行動調査や環境に配慮したルール作りを進め、環境教育や観光分野での活動を実践しています。また、持続可能な環境の取組みとして、天草・五和の海を守る漁業者や関係者の収益向上も図りつつ、当事業を持続可能なものにします。これらを遂行するために受け皿となるプラットフォームを構築し、未来永劫にわたり、この奇跡の海で、「イルカと人との共生」の四方良し（漁業者、イルカ、イルカ事業者、観光客）を実現する地域を目指します。



**求む！こんな方**

- ・ 水族館での勤務経験のある方
- ・ 大学・専門学校等で水産系、または動物系を専攻された方
- ・ 野生のイルカに興味がある方
- ・ 多様な視点の意見に耳を傾けられる方
- ・ 柔軟な思考を持ち企画力のある方
- ・ フィールドワークに取り組みたい方
- ・ 船上での調査業務に抵抗がない方

**活動で身につくスキルなど**

- ・ 野生イルカの調査手法(大学等との連携)
- ・ 環境×観光×教育をテーマとした各種プログラムづくり(事前ガイドや小学生向け講話など)
- ・ 地域のステークホルダーとの合意形成に向けた調整手法(外部コンサルと連携)
- ・ 伝える力(語り・構成・編集)や運営力、調整力など
- ・ 鯨類の学術的研究者との交流による知識・スキルの向上

【地域おこし協力隊員の協力者から一言】(天草市市民環境課 原田、松下)



天草市五和町の通詞島沖にはミナミハンドウイルカが古来より定住しています。そのイルカたちが棲む海は、素潜り漁が盛んな海域でもあり、漁師さんとずっと共存してきた歴史がここにはあります。海の中では、イルカと目が合うこともあるそうです☆本市では、世界的にも稀にみるこの“奇跡の海”を未来へつなぐ人材を募集しています。一緒に、「イルカと共存できる環境づくり」の実現に向けて目指していきませんか？

【雇用条件など】

雇用関係の有無	あり（雇用先：天草市市民環境課）
業務概要	(1) 生態調査事業 ・ 自然環境実態調査（陸上調査 [目視調査]、船上調査 [個体識別] 等）

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査データの収集と整理、情報発信（SNS 等）、大学等との連携</li> </ul> <p>(2) 価値創出プログラム事業（大学等の関係機関との連携）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・観光客に対するイルカウォッチングの事前レクチャーや教育旅行等の受入れ、地元小学校講話等</li> </ul> <p>(3) イルカと人との共生事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「天草市イルカウォッチング事業者チーム」との協働 海域における環境保全の推進（運航ルールや海岸清掃等）</li> <li>・「イルカと人との共生」の受け皿となるコンソーシアム設立に向けた協働（市が委託する外部コンサルと連携）</li> </ul> <p>※「イルカと人との共生」の詳細な取り組みは、次の URL 先をご覧ください。 → URL : <a href="https://amakusa-dolphinsharmony.jp">https://amakusa-dolphinsharmony.jp</a></p>
募集対象	<p>(1) 三大都市圏や都市地域等（過疎、山村、離島、半島等の条件不利地域以外）に居住されている方で着任後（採用後）に天草市に生活拠点を移し、住民票の異動ができる方、または、天草市以外の地域おこし協力隊員であった方で、同一地域における活動期間が2年以上、かつ解嘱後1年以内の者</p> <p>(2) 地方公務員法第16条の欠格事項に該当しない方</p> <p>(3) 法令等を遵守し、職務命令に従うことができる方</p> <p>(4) 令和8年7月1日の着任時点で、年齢20歳以上の方</p> <p>(5) 心身ともに健康で誠実に職務を行うことができる方</p> <p>(6) 地域住民と積極的にコミュニケーションを図り地域活性化に尽力できる方</p> <p>(7) 普通自動車免許を取得されている方（AT 限定可）※取得予定の方含む</p> <p>(8) 基本的なパソコン操作（Word、Excel、PowerPoint）ができる方</p> <p>(9) 行政区への加入など居住地域の奉仕活動等に協力できる方</p> <p>(10) インターネットや SNS 等の活用ができる方</p> <p>(11) 活動終了後、天草市への定住を目指し、継続的な地域貢献に意欲がある方</p>
募集人数	1名
勤務場所	天草市市民生活部市民環境課（住所：天草市東浜町8-1）
勤務時間	<p>週 29 時間</p> <p>○活動日 月曜日から金曜日までのうち週 4 日</p> <p>○勤務時間 8 時 30 分から 17 時 15 分の間で調整 （休憩時間：12 時 00 分から 13 時 00 分まで）</p> <p>○休日 土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12/29～1/3）</p> <p>※活動が土日祝日に行われる場合、平日の活動で調整</p>

雇用形態・期間	<p>○雇用形態 会計年度任用職員</p> <p>○任用期間 令和8年7月1日から令和9年3月31日まで（最大3年まで更新可） ただし、任用の開始時期は、任用内定者と協議して変更する場合があります、市が隊員としてふさわしくないと判断した場合は、任用期間中であってもその職を解くことがあります。</p>
給与・賃金等	<p>○報酬（月額） 265,000円（週29時間）</p> <p>○手当等 通勤手当 ※通勤距離2km以上の場合が対象となります。</p>
待遇・福利厚生	<p>○休暇 年次有給休暇及び特別休暇を取得することができますが、取得しなかった年次有給休暇等の買い取りはありません。</p> <p>○保険等 健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入します。</p> <p>○住居等 一部の家賃補助がありますが、ご自身で借り上げて居住いただきます。 「あまくさライフ（※）」の空き家バンク利用希望登録を経て、本市地域政策課の移住定住コーディネーターによる住居等の移住相談を受けることができ、一定の条件を満たし、所定の手続きを済ませると10万円以上の定住奨励金等を受けることができます。（引越しにかかる費用は不支給。） ※詳細は、次のURL先の「あまくさライフ」をご覧ください。 → URL <a href="https://inaka.amakusa-web.jp">https://inaka.amakusa-web.jp</a></p> <p>○活動に要する貸与</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車 → なし（業務に必要な場合、天草市公用車を利用可能）</li> </ul> <p>※地域おこし協力隊員として研修に参加したり、出張したりする場合は、旅費支給。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パソコン → なし</li> <li>・スマートフォン → なし</li> </ul> <p>※その他活動に要する経費については、任用内定者と協議して決定します。</p> <p>○副業・兼業 希望する場合は相談に応じます。 ただし、協力隊員の活動内容や業務に支障が生じない範囲でのみ認めます。</p>
申込受付期間	令和8年3月18日から令和8年4月30日まで（郵送の場合、必着）

<p>応募書類</p>	<p>① (別紙) 天草市地域おこし協力隊員採用試験申込書          ② (別紙) 天草市地域おこし協力隊員応募用紙          ③ 「運転免許証」の写し</p>
<p>提出先・ お問合せ先</p>	<p>(応募書類提出先及び募集内容にかかるお問合せ先)          〒863-8631          熊本県天草市東浜町 8-1          天草市市民環境課 (担当: 原田、松下)          電話番号: 0969-32-7861 (直通)          FAX 番号: 0969-23-0677          メールアドレス: <a href="mailto:shiminkankyo@city.amakusa.lg.jp">shiminkankyo@city.amakusa.lg.jp</a> (代表メールアドレス)</p>
<p>審査方法</p>	<p>(1)第1次選考(書類選考)          メール又は郵送による応募書類受付後、書類審査の上、文書にて選考結果を通知します。なお、応募書類の返却はしません。          (2)第2次選考(面接選考)          書類選考合格者を対象に面接選考を行います。          原則として、天草市役所での現地面接を予定しています。          なお、面接選考に要する交通費及び宿泊費等は個人負担となります。          (3)最終選考結果の通知          面接選考後、2週間以内に文書で通知します。          (4)その他(住民票の異動時期)          天草市から委嘱を受けた後に住民票を異動させてください。          ただし、家族とともに移住する場合など、あらかじめ委嘱及び協力隊活動開始前に住居をはじめとした生活基盤を整えておく必要がある場合には、おおむね1～2週間前程度を目安として、委嘱前の住民票の異動も例外的に認めることとしています。</p>